

年号年 月 日

26 教育令布告

〔明治十二年九月〕

勅諭

朕惟フニ民生ノ慶幸ヲ保佑シ世道ノ昭明ヲ贊襄スルハ教育ヲ恢
宏スルニ在リ仍テ今教育令ヲ裁定シ之ヲ頒布セシム汝衆庶其斯
旨ヲ体セヨ

(注記1)

奏議

布告案

勅諭

教育令草按ヲ上奏スルノ儀

学制頒布以降茲ニ五閱年教育ノ途漸ク闢ケ奎文ノ景象ヲ社会ニ
現シ、ハ固ヨリ氣運ノ然ラシムル所ト雖モ畢竟其功ヲ学制ノ力
ニ歸セサルコトヲ得ス願フニ世ノ開明ニ赴クヤ百般ノ事徒ニ株
守ヲ用キス措置時ニ随フハ施政上欠ク可ラサルノ緊務タリ今学
制ノ條款ニ就キ反覆審査シテ之ヲ目下ノ情況ニ照シ之ヲ将来ノ
進度ニ測レハ往々加除訂正ヲ要スヘキモノアリ於是乎^臣等ノ嘗
テ実験セシ所ヲ參シ更ニ教育方法ノ要領七十八項ヲ掲出シ且名
称ノ妥当ナランコトヲ欲シ改メテ日本教育令ト題ス因リテ草按
一冊ヲ上奏シ謹テ進止ヲ取ル

明治十一年五月十四日

文部大輔 田中不二麻呂

布告按

第何号

明治五年^{七月}第貳百拾四号ヲ以テ公布候学制相改メ更ニ教育令

別冊之通被定候条此旨布告候事

〔表紙〕

日本教育令草按

日本教育令目次

文部卿

地方官

学区

学区委員

学校

学齡

学資

小学校補助金

学校廢置

学事巡視

学事申報

公立師範学校

教員

生徒

巡回授業

教育議会

幼稚園

書籍館

雑則

日本教育令

文部卿

第一章 全国ノ教育事務ヲ統理センカ為ニ文部省ヲ置キ文部卿

ヲ任ス

第二章 国家ノ福祉ハ人民ノ才識ト德行トニ根セリ故ニ教育ノ

普及ヲ謀リ文運ノ上進ヲ翼クルハ文部卿ノ職務タルヘシ

第三章 文部卿ハ教育事務ニ関スル諸般ノ法令ヲ挙行スルノ責

任アルヘシ

第四章 文部卿ハ教育事務ニ関スル諸般ノ法令ヲ施行センカ為

ニ必要ナル布達ヲ発シ必要ナル文例書式ヲ定ムルノ權アルヘ

シ

第五章 文部卿ハ地方官ニ対シ学事ヲ董督スルノ權アルヘシ

第六章 文部卿ハ学校ノ教旨国安ニ害アリト認ル^(抹消)〔トキ〕^(加註)〔其〕ハ

之ヲ廢止セシムルノ權アルヘシ

第七章 文部卿ハ必要ナル学校書籍館博物館等ヲ設置シ之ヲ管

轄スルノ權アルヘシ

第八章 文部卿ハ学校ニ補助金ヲ給与スルノ權アルヘシ

地方官

第九章 地方官ハ制規ニ遵ヒ管内ノ教育事務ヲ幹理スルノ責任アルヘシ

第十章 地方官ハ管内教育事務施設ノ規程ヲ作り文部卿ノ許可ヲ經テ之ヲ挙行スルコトヲ得ヘシ

第十一章 地方官ハ公立学校ノ廢置ヲ許可シ或ハ許可セサルコトヲ得ヘシ

学区

第十二章 各府県内ヲ分画シテ学区トナスヘシ

第十三章 学区ハ土地ノ広狭人戸ノ疎密等ヲ計リ地方官之ヲ定

ムヘシ

第十四章 一学区内一小学校ヲ設クヘキ者トス

但便宜ニ依リ二三学区聯合シテ一小学校ヲ設クルモ妨ナシ

学区委員

第十五章 学区内ノ学事ヲ担当セシメンカ為ニ学区委員ヲ置ク

ヘシ

但区戸長ヲシテ兼務セシムルモ妨ナシ

第十六章 学区委員ハ専ラ学区内人民ヲ勸誘シ務メテ児童ヲ就

学セシメ且学校ノ設立及保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

学校

第十七章 学校ニ官公私ノ別アリ官費ヲ以テ設立スル者ヲ官学

トシ公費ヲ以テ設立スル者ヲ公学トシ私費ヲ以テ設立スル者

ヲ私学トス

第十八章 学校ハ小学中学大学師範学校専門学校盲学校聾啞学

校改善学校其他各種ノ学校ナリ

第十九章 小学ハ人間普通欠ク可ラサルノ学科ヲ児童ニ教フル所ナリ

第二十章 小学ノ学科ハ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩ナリ土地ノ情況ニ依テ野面唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フルコトアルヘシ

但女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クルコトアルヘシ

第二十一章 小学ノ全学期ハ八箇年ヲ以テ程度トス此学期ヲ縮メテ四箇年以上トナスハ土地ノ便宜タルヘシ此四箇年間ハ毎年必ス四箇月以上開校スヘシ

第二十二章 中学ハ高等ナル普通学科ヲ教フル所ナリ

第二十三章 大学ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ教フル所ナリ

第二十四章 師範学校ハ教員ヲ養成スル所ナリ

第二十五章 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ教フル所ナリ

但農業学校工業学校商業学校外国語学校等亦之ニ属ス

第二十六章 盲学校ハ盲人ヲ教導シ聾啞学校ハ聾啞人ヲ教導スル所ナリ

第二十七章 改善学校ハ不良ノ児童ヲ訓誨スル所ナリ

第二十八章 公立学校ノ教則ハ便宜ニ随ヒ各自之ヲ制定シ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

学齡

第二十九章 凡児童六年ヨリ十四年マテノ八箇年ヲ学齡トス

第三十章 凡児童学齡間少ナクトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受ク

ヘキ者トス

第三十一章 凡父母及後見人等学齡児童ヲ就学セシメサル者ハ其義務ヲ尽サ、ル者トス

但事故アリテ就学セシメサル者ハ其由ヲ学区委員ニ陳述スヘシ

第三十二章 学校ニ入学セスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者ハ就学トナスヘシ

学資

第三十三章 公学費用ハ学区人民ノ負担スヘキ者トス其出金ノ方法ハ各地方ノ情態ニヨリ適宜ニ之ヲ設クヘシ

第三十四章 公立学校所屬ノ土地財産ハ都テ免税タルヘシ

第三十五章 凡学事ニ属スル資金等ハ他ノ費用ニ供スルコトヲ得ス

第三十六章 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定シタル目途ノ外ニ支用スルコトヲ得ス

小学校補助金

第三十七章 公立小学校ヲ補助センカ為メニ毎年文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

但其金額ハ各府県前年学齡児童ノ数ニ拠リテ之ヲ定ムヘシ

第三十八章 地方官ハ文部卿ヨリ配付スル所ノ補助金ヲ各学区ニ配付スヘシ

第三十九章 前年中少ナクトモ四箇月開カサリシ学校ハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第四十章 私立小学校タリトモ地方官ニ於テ学区ノ公益トナル

ヘキヲ認ルルハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ
学校廢置

第四十一章 公立学校ヲ設置或ハ廢止セント欲スル者ハ地方官
ノ許可ヲ請フヘシ

第四十二章 私立学校ヲ設置セント欲スル者ハ地方官ノ認可ヲ
經ヘシ

第四十三章 私立学校ヲ廢止スル者ハ地方官ニ開申スヘシ

学事巡視

第四十四章 文部卿ハ時々吏員ヲ地方ニ派遣シ学事ノ実況ヲ巡
視セシムヘシ

第四十五章 公私立学校ニ於テハ文部卿ヨリ派遣スル所ノ吏員ノ
巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

学事申報

第四十六章 地方官ハ文部卿ヨリ頒示スル所ノ書式ニ遵ヒ管内
学事ノ実狀ヲ登記シ意見アラハ之ヲ附シ毎年文部卿ニ具進ス
ヘシ

第四十七章 文部卿ハ地方官ヨリ具進スル所ノ申報ヲ彙纂シ之
ニ意見ヲ附シ文部卿申報トナシテ上奏スヘシ

第四十八章 文部卿申報ハ毎年之ヲ刊行スヘシ

公立師範学校

第四十九章 各府県ニ於テハ教員ヲ養成センカ為ニ公立師範学
校ヲ設クヘキ者トス

第五十章 公立師範学校ニハ授業法実地練習ノ為ニ練習小学校
ヲ置クコトアルヘシ

第五十一章 公立師範学校ニ於テハ師範学科卒業ノ生徒ニ試験
ノ後卒業證書ヲ与フヘシ

第五十二章 公立師範学校ハ本校ニ就テ證書ヲ請フ者アルルハ
其学業ヲ試験シ卒業ニ準シ證書ヲ与フルノ務ヲ帶フ者トス

第五十三章 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補
助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

教員

第五十四章 教員ハ男女ノ別ナク年齢大凡十八年以上タルヘシ

第五十五章 品行不正ナル者ハ教員タルコトヲ得ス

第五十六章 生徒ヲシテ道德ノ性情ヲ涵養シ愛國ノ主義ヲ銘記
セシムルハ特ニ教員ノ注意スヘキ者トス

第五十七章 教員ハ臨時相会シ互ニ学業ヲ講究スルコトアルヘ
シ

第五十八章 小学教員タラント欲シ師範学校ノ證書ヲ請フ者ハ
師範学校ニ於テ試験ノ後準卒業證書ヲ受クルコトヲ得ヘシ

第五十九章 小学教員ハ師範学校卒業證書或ハ準卒業證書ヲ得
タル者トス

但師範学校卒業證書或ハ準卒業證書ヲ得スト雖モ小学教員
ニ相応セル学力ヲ有スル者ハ小学教員タルモ妨ナシ

第六十章 師範学校ノ卒業證書或ハ準卒業證書ヲ所持スル教員
ハ常備兵役ヲ免ル、コトヲ得ヘシ

生徒

第六十一章 生徒ハ従順ニシテ教員ヲ尊敬シ其指示ニ悖ラサル
ヘシ

第六十二章 学科ヲ卒業シタル生徒ハ試験ノ後卒業証書ヲ受クルコトヲ得ヘシ

巡回授業

第六十三章 寒村僻地ニシテ学校ヲ興スノ資カニ乏シキ土地ニ於テハ巡回授業ノ方法ヲ設ルコトアルヘシ

教育議會

第六十四章 教育ノ進歩ヲ謀ランカ為ニ議會ヲ開クコトヲ得ヘシ

第六十五章 教育議會ハ教育国会教育府県会等ナリ

但数府県相合シテ議會ヲ開クモ妨ナシ

幼稚園

第六十六章 各地方ニ於テハ学齡以下ノ幼児ヲ保育センカ為ニ

幼稚園ヲ設クルコトアルヘシ

書籍館

第六十七章 各地方ニ於テハ教育ニ便センカ為ニ書籍館ヲ設クルコトアルヘシ

雜則

第六十八章 凡学校ハ児童往来ノ便ヲ量リ且務メテ熱鬧ノ地ヲ

避クヘシ

第六十九章 凡学校ハ務メテ清潔ヲ要シ空氣ノ流通ヲ計リ児童

ノ健康ニ注意スヘシ

第七十章 小学校ヲ除ノ外ハ男女其教場ヲ同クスルコトヲ得ス

第七十一章 受業料ヲ収ムルト収メサルトハ学校ノ便宜ニ任ス

ヘシ

第七十二章 受業料ヲ要スル公立小学校ニ於テハ一家二人以上ノ児童ヲ入ル、者ニハ一人ノ受業料ヲ収メ其余ハ収メサルヘシ

第七十三章 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タル者ニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第七十四章 伝染病ニ罹レル者ハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第七十五章 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス

第七十六章 昼間来学ノ暇ナキ者ノ為ニ夜学校ヲ開クコトアル

ヘシ

第七十七章 凡学校ノ休業ハ日曜日ヲ以テ通例トス

第七十八章 生徒試験ノ時ハ父母或ハ後見人等其学校ニ臨席ス

ルコトヲ得ヘシ

明治十二年二月廿日

参議 伊藤博文

文部省ヨリ教育令改正ノ儀上申相成遂審査候処当今ノ時勢ニ適當難致候条モ有之候ニ付別冊ノ通更ニ起草仕同省ヘモ照会遂協議候至急元老院議定ニ被付度仰高裁候也

(注記)

布告按

(谷森(半田口))

第何号

明治五年(七)(八)月 第貳百拾四号ヲ以(抹消)(加筆)布(告)(候)学(制)相

(改メ)(廢シ)更ニ教育令別冊之通(抹消)(加筆)相(定)候条此旨布告候

事

明治十二年月日

太政大臣 三條實美

(表紙)

教育令

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校ナリ

但幼稚園モ亦之ニ属ス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ該地方要用ノ科ヲ設クルモ妨ナシ

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所ナリ

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ナリ

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所ナリ

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所ナリ

第八条 以上掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九条 各地方ニ於テハ児童ヲ教育センカ為ニ毎町村或ハ数町

村聯合シテ小学校ヲ設置スヘシ

第十条 町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ学務委員ヲ置クヘシ

但人員給料ノ多寡有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第十一条 学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

但現任ノ戸長ヲ選挙シテ之ニ兼務セシムルモ妨ケナシ

第十二条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ町村人民ヲ勧誘

シ児童ヲシテ就学セシメ且学校ノ設置及保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡ソ児童満六年ヨリ十四年迄ノ八ケ年ヲ小学年齢トス

但学齡間八ケ年ノ全期ヲ縮メ四ケ年以上ニ於テ何ケ年ト定ムルハ各地町村ノ適宜ニ任スト雖モ其期限中ハ毎年四ケ月以上就学セシムヘシ

第十四条 凡児童学齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就学セシメサル者ハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ

第十六条 学校ニ入学セスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル者ハ就学トナスヘシ

第十七条 学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得之ヲ巡回教授

ト云フ

第十八条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ

以テ設置セル者ヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ

設置セル者ヲ私立学校トス

第十九条 公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事

県令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十条 私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ開

申スヘシ

第二十一条 公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二条 私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ

第二十三条 文部卿若シ学校ノ教旨国安ニ害アリト認ムル時ハ

其学校ヲ禁止セシムヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レル者ハ地方税

ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レル者ハ町村費ヨリ支弁スヘ

シ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方

税ニ要スル時ハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘ

シ

第二十六条 公立学校所属ノ土地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ

目途ノ外ニ支用スルコトヲ得ス

第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助

金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立

小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中開校四ヶ月ニ滿タサリシ小学校ニハ補助金ヲ

配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖府知事県令ニ於テ其町村人民

ノ公益タルコトヲ認ムル時ハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条 巡回教授ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四

箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 各府県ニ於テ師範学校ヲ設（採選）（加註）セント欲セハ

府県会ノ議定ヲ以テ文部卿ヘ稟請スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後

卒業證書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサル者ト雖卒業證書

ヲ請フ者アラハ其学業ヲ試験シ合格ノ者ニハ卒業證書ヲ与フ

ヘシ

第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補

助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条 品行正シカラサルモノハ教員タルヲ得ス

第三十九条 公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業證書ヲ得タル者

トス

但師範学校ノ卒業證書ヲ得スト雖教員ニ相応セル学力ヲ有

スル者ハ教員タルモ妨ケナシ

第四十条 師範学校ノ卒業證書ヲ得タル教員ハ常備兵役ヲ免

ル、コトヲ得ヘシ

(下札)

第四十一条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十二条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十四条 小学校ヲ除クノ外ハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

第四十五条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十六条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タル者ニ非サレハ入學スルコトヲ得ス

第四十七条 伝染病ニ罹ル者ハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十八条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス

第四十九条 生徒試験ノ時ハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

伊藤參議上申教育令改正之儀

大臣 花押

參議

元老院へ御下議案

教育令改正之儀布告按

右其院議定ニ被付候事

年月日

〔抹消〕〔布告按〕

〔從前之学制ヲ廢シ教育令別冊之通被定候条此旨布告候事〕

教育令布告按

右其〔抹消〕〔省〕〔院〕議定ニ被付候事

明治十二年四月二十二日

議長 熾仁親王殿

太政大臣 三條實美

教育令布告案

委員

辻権大書記官

右及御通知候也

明治十二年四月廿二日

法制局 印

太政官書記官局

御中

〔注記6〕

権大書記官 辻新次

右ハ教育令布告按議定ノ節内閣委員トシテ被差遣候条此旨相達候事

明治十二年四月廿二日

〔注記3〕 明治十二年二月廿一日 四月十八日來

〔注記4〕

書記官

印

〔大隈〕〔大木〕〔寺島〕〔伊藤〕〔井上〕

元老院へ御下議案

教育令改正之儀布告按

〔注記5〕

〔田中〕

議長 熾仁親王殿

太政大臣 三條實美

乾第百三十六号属

(谷森)

(田中)

去ル廿二日下附有之候教育令布告案第壹読会来ル五月七日午前
第九時三十分相開候条此段及御届候也

明治十二年四月廿九日

議長 熾仁親王

太政大臣 三條實美殿

法制局へ通牒済四月三十日

(田中)

(注記7)

乾第百三十六号

(谷森)

(田中)

来ル七日教育令布告案第一読会午前第九時三十分相開候旨及御
届置候処本院都合ニ寄延会いたし候ニ付右会議日追而期定之上
猶可及御届候条此段及御届候也

明治十二年五月三日

議長 熾仁親王

太政大臣 三條實美殿

法制局へ通知済 五月五日

(注記8)

乾第百三十六号属

(谷森)

(田中)

去ル四月廿二日下附有之候教育令布告案第壹読会来ル二十日午
前第九時相開候条此段更ニ及御届候也

明治十二年五月十六日

議長 熾仁親王

太政大臣 三條實美殿

法制局へ通知済

(注記9)

(加筆) [此後之面]

乾第百三十六号

(牟田口)

(注記10)

(田中)

別紙去ル四月二十二日本院ノ議定ニ被附候教育令布告按本院議
定書

勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候也

明治十二年七月九日

議長 熾仁親王

太政大臣 三條實美殿

去ル四月二十二日下附ノ教育令布告按去ル六月廿五日會議ニ於
テ修正ヲ加フヘキニ決ス依テ該修正ノ条項及ヒ院議ノ摘要ヲ朱
書シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十二年七月九日

議長 二品大勲位熾仁親王 印

布告按

(谷森)

(牟田口)

明治五年八月第式百拾四号ヲ以テ布告候学制相廢シ更ニ教育令別
冊ノ通相定候条此旨布告候事

(表紙)

教育令

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

院議 幼稚園ヲ原案第二条ヨリ本条ニ移スハ幼稚園ハ必シモ学校ニ属ス可キモノニ非サルヲ以テナリ書籍館ヲ加フルハ該館ノ報告ニ依リ蔵書ノ品種読者ノ好尚ヲ知り以テ文連ノ進度ヲ詳カニスルニ便ナレハナリ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

(抹消)
〔但幼稚園モ亦之ニ属ス〕

院議 但書ヲ刪ルノ儀ハ前条ニ詳ナリ其「ナリ」ヲ「トス」ト為シ及ヒ下条「者」ヲ「モノ」ト為シ「時」ヲ「トキ」ト為シ「雖」ニ「モ」ヲ加ヘ「ナ」ヲ「做」ト為スノ類皆文字ノ齊整妥帖ヲ要スルニ過キス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ野面唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

院議 該地方要用ノ科ヲ設クルモ妨ナシト云ハ、各地各別ノ要用ヲ言フモノ、如クニシテ而シテ要用ノ科ヲ設クヘキハ独リ女子ニ止ラス男子モ亦同一ナラサルヲ得ス但男女ノ殊別ハ唯裁縫等ノ科目ニアリ且妨ナシノ字ハ禁ヲ弛ムルカ如キノ意アリ故ニ之ヲ修正ス

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 以上掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九条 各地方ニ於テハ(抹消)〔児童ヲ教育センカ為ニ〕毎町村或ハ数町村聯合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

院議 児童ヲ教育センカ為ニノ十字ヲ刪ルハ第三条既ニ小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテノ文アリテ重複ニ属スルヲ以テナリ又公立ノ二字ヲ加フルハ其但書ヲ加ルニ因ル其但書ヲ加フルハ一町一村既ニ人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ多少ノ経費ヲ耗シ別ニ公立小学校ヲ設置スルヲ要セサレハナリ

第十条 町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ学務委員ヲ置クヘシ

但人員ノ多寡給料ノ(抹消)〔多寡〕有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ
院議 本文ニハ学務委員ヲ置クヘシトアリ而シテ原按但書ニ依レハ人員ノ有無モ亦適宜タルヘキノ嫌アリ故ニ但書ヲ修正ス

第十一条 学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

(抹消)
〔但現任ノ戸長ヲ選挙シテ之ニ兼務セシムルモ妨ケナシ〕

院議 原案但書ノ意学務委員ハ兼務ヲ以テスルモ妨ケナキノ便宜ヲ示スモノナリ而シテ単ニ戸長ヲ掲クレハ其他ハ兼

務セシムヘカラスルニ似タリ故ニ原案ノ意ヲ補充シテ独リ
戸長ニ止マラサラシム

第十二条 学務委員ハ府知事令ノ監督ニ属シ(抹消)町村人民ヲ勧誘
シ(抹消)児童ノ就学〔セシメ且〕学校ノ設置(抹消)〔及〕保護等ノ事ヲ掌ル
ヘシ

院議 勧誘ノ二字ハ或ハ干渉ニ過ルノ弊ヲ来スヲ恐ル故ニ
之ヲ刪ル

第十三条 凡(抹消)〔ソ〕児童(抹消)〔満〕六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ
〔小〕学(抹消)〔年〕齡トス

〔但〕学齡間八ヶ年ノ全期ヲ縮メ四ヶ年以上ニ於テ何ヶ年ト定
ムルハ各地町村ノ適宜ニ任スト雖モ其期限中ハ毎年四ヶ月
以上就学セシムヘシ

院議 本条ノ修正ハ文字ノ齊整ヲ要スルニ過キス其但書ヲ
刪ル所以ハ本条既ニ八箇年ヲ以テ学齡ト為ス学齡トハ猶丁
年ト云フカ如シ若シ但書ヲ以テ一定不易ノ学齡ヲ伸縮スヘ
シト為サハ自家撞着ヲ免カレサレハナリ

第十四条 凡児童学齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘ
シ

第十五条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タ
ルヘシ

但事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳
述スヘシ

第十六条 公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス土地ノ便
宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ

短クスヘカラス此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タ
ルヘシ

院議 本条ヲ創設スルハ学齡固ト縮ムヘカラスシテ而シテ
就学ノ期ハ則チ便宜ニ之ヲ縮ムルコトヲ得ヘキヲ以テナリ第
十三条ノ院議參考スヘシ

第十七条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アル
モノハ就学ト做スヘシ

第十八条 学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡
回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

院議 既ニ教員巡回ノ方法ヲ設ト云フ更ニ註脚ヲ下スヲ要
セス故ニ巡回教授ト云フノ七字ヲ刪ル

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ
以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以
テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事
県令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一条 私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ
開申スヘシ

第二十二条 公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三条 私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ
〔第二十三条 文部卿若シ学校ノ教旨国安ニ害アリト認ムル時
ハ其学校ヲ禁止セシムヘシ〕

院議 学校ノ教旨ハ其教則ニ就テ見ルヘク国安ニ害アルノ
教則ヲ設ケハ文部卿府知事県令ハ決シテ之ヲ黙許ニ付セサ

ルヘシ又国安ニ害アルノ事アラハ警察官能ク之ヲ防止スヘシ故二本条ヲ刪ル

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条 公立学校^(抹消)ノ土地ハ免税タルヘシ
院議 所属ノ字指ス所過広ナルヲ恐ル故ニ之ヲ刪ル

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

院議 用ヲ消ト為スハ文字ノ妥帖ヲ要スルノミ

第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

院議 開校ハ学校ノ開設ト誤認スルノ嫌アリ故ニ改テ授業ト為ス

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条 教員巡回^(抹消)ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

院議 教員ノ二字ヲ加ヘ教授ノ二字ヲ削ルハ第十八条ニ照シ齊整ヲ要スルヲ以テナリ

第三十三条 各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ

院議 府県立学校ノ府県會議定ニ依ルハ特ニ師範学校ニ止マラス且地方税費用中府県立学校費アルヲ以テ故ラニ之ヲ

此ニ掲クルヲ要セス又公立学校ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘク其教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘキ者ナレハ文部卿ニ

稟請ノ一亦之ヲ此ニ掲クルヲ要セス故二本条ノ大意ヲ變換シテ適宜ニ公立師範学校ヲ設置スヘキ者トス是教員ヲ養成

スルノ急務タルヲ以テナリ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ与フヘシ

第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

^(抹消)第三十八条 品行正シカラサルモノハ教員タルヲ得ス

院議 品行正シカラサル者ノ教員タルヲ得サルハ固ヨリ

言ヲ俟タサルナリ且此ノ如ク之ヲ掲クルキハ教員ヲ撰フニ
方リテ人々其思想ノ異ナルニ依リ其正不正ヲ分別スルニ苦
マン是本条ヲ刪ル所以ナリ

第三十八条 公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモ
ノトス

但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ
有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

^(抹消)
〔第四十条 師範学校ノ卒業証書ヲ得タル教員ハ常備兵役ヲ免
ル、コトヲ得ヘシ〕

院議 本条ヲ刪ルハ徵兵令第三章常備兵免役概則第一条ヨ

リ第十一条ニ至ルマテ皆常備兵役ヲ免ル、モノニシテ原案

ニ掲クル所ハ只其第五条但書中ノ一部分ニ過キス而シテ之

ヲ茲ニ掲ク則チ其他ハ兵役ヲ免カレサルモノ、嫌アルヲ以

テナリ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ發遣シ学事ノ実況ヲ巡

視セシムヘシ

^(抹消)
第四十〔一〕条 公私立学校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡

視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部

卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

院議 原案ニ拠レハ小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスル

ヲ明許スル者ノ如シ故ニ原則ヲ掲ケテ以テ凡学校ニ於テハ

男女教場ヲ同クス可カラサルヲ示ス但小学校モ仍ホ此原
則ニ拠ル可シトスルトキハ實際多少ノ不便ヲ来スヲ免カレ
ス故ニ但書ヲ加ヘテ之ヲ救フ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ收ムルト収メサルトハ其便
宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ
入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^{殴チ或ハ縛}ヲ加フヘカラ
ス

院議 註脚ヲ挿入スルハ体罰ノ例ヲ挙ルナリ

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀

スルコトヲ得ヘシ

(注記12)

(注記13)
一元老院議定上奏教育令

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十二年九月廿四日

太政大臣三條實美 印

右大臣 岩倉具視 印

参議 大隈重信 印

参議 大木喬任 印

参議 寺島宗則 印

参議 山縣有朋 印

参議 伊藤博文 印

参議 黒田清隆 印

参議 西郷従道 印
参議 井上馨 印
参議 山田顯義 印

〔注記14〕
明治十二年七月十九日

大臣 三條 岩倉 花押 印

元老院議定上奏教育令

右回覽二供ス

参議 (大隈) (井上) (大木) 印 印 印

(山縣) (西郷) (寺島) (伊藤) (山田) (黒田) 印 印 印 印 印 印

〔注記15〕
明治十二年七月十九日

法制局 印

別紙元老院上奏教育令ノ儀ハ同院修正ノ通御布告相成可然哉仰

高裁候也

御布告按

元老院修正ノ通

文部省へ通牒

例文 明治十二年九月二十九日 印

第四拾号

〔注記18〕

明治五年八月第式百拾四号ヲ以テ布告候学制相廢シ更ニ教育令
別冊ノ通相定候条此旨布告候事

明治十二年九月二十九日

太政大臣 三條實美

〔表紙〕

教育令

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種

ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ

畧唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 以上掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコ

トヲ得ヘシ

第九条 各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村聯合シテ公立小学校

ヲ設置スヘシ 但町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立

小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第十条 町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ学務委員ヲ置クヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第十一条 学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

第十二条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十四条 凡児童学齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ

第十六条 公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第十七条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

第十八条 学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以

テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一条 私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ開申スヘシ

第二十二条 公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三条 私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条 公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄付金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得

ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条 公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス

但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトモ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴子或ハ縛ヲ加フヘカラス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

(注記1)

〔抹消〕〔加筆〕

(注記2)

〔十一年文部省ノ第一七号乙〕

(注記3)

〔本五十六号ノ㊦〕

(注記4)

〔本局ノ㊦〕

(注記5)

〔㊦〕

(注記6)

〔㊦〕

(注記7)

〔㊦〕

〔乙一九〕

(注記 8)

「乙二二二」

(注記 9)

「乙二二八」

(注記 10)

〔^{戸田}印〕

(注記 11)

「法制」

(注記 12)

「九月廿五日来」^(谷森)〔^印〕

(注記 13)

「掲」

(注記 14)

「文十二号」

(注記 15)

「法制局第十一年号」

(注記 16)

〔^{門谷}印〕

(注記 17)

〔^{門谷}印〕

(注記 18)

「掲」

(下札)

「第二十六条 免稅額積り書

十年々報ニ因リ全国公立学校所属ノ土地ヲ計算スルニ左ノ如シ

公立学校敷地価

金貳拾六万五千貳百六拾壹円九拾四錢貳厘

公立学校附属地価

金拾四万九千八百四拾四円九錢三厘

計金四拾壹万五千百六拾三錢五厘

金壹万三百七拾七円六拾五錢三厘

地価百分ノ二五 地租

此税 金貳千七拾五円五拾三錢壹厘

地租五分ノ一 民費

但公立学校府県立学校地ニハ官有地第四種ニ属セル者ア

リ因テ本文金員ノ内地租幾分ヲ減スヘシ

〔^{加筆}元老院へ御下付之分へハ此附箋ヲ除ク〕

〔明治十二年自七月至九月
公文録 文部省之部 全
2A.9, 2544〕